

すべての人に やさしいまちを目指して



4月から「障害者差別解消法」施行

4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。この法律は、障害者への差別をなくし、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会の実現を目指すものです。

どんな法律なの?

すべての行政機関と民間事業者の、障害のある人への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関 (国・地方公共団体など)	してはいけない (禁止)	しなければならない (法的義務)
民間事業者(個人事業者や、NPO などの非営利事業者も含む)	してはいけない (禁止)	するように努める (努力義務)

不当な差別的取扱いとは(例)



障害があるからという理由で、アパートを貸さない。



車いすを使っているからという理由で、お店に入れない。

その他、「字が書けないのに、代筆を認めない」など

※正当な理由がある場合や、障害者を優遇することは、不当な差別的取扱いにはあたりません。

合理的配慮とは(例)



車いすを使っている人が通れるよう、段差に簡易スロープを設置する。



聴覚障害のある人からの申し出を受けて、筆談でやり取りを行う。

その他、「知的障害のある人のために、書類の内容をできるだけわかりやすく説明する」など

※費用がかかりすぎるなど、実施するための負担が大きすぎる場合は、お互いに話し合って、他の方法を考えることになります。

区民の皆さんへ

差別をなくすためには、区民の皆さん一人ひとりの気遣いや心くばりが大切です。困っている方を見かけたら、お声がけをお願いします。

※今回の法律は行政機関・民間事業者が対象であり、個人的に障害のある方と接する場合や、個人の思想・言論は、この法律の対象ではありません。

相談窓口を開設

4月から障害者差別の相談窓口を次のとおり開設しています。どなたでもご相談ください。

☎ 障害者支援課施策推進係(区役所隣防災センター2階17番) ☎3647-4749、FAX3699-0329

✉ shisaku-sui-tan@city.koto.lg.jp